

「商標審査基準」改訂案(平成26年特許法等の一部改正対応)に対する主な御意見の概要及び御意見に対する考え方

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
1	3条1項	3条1項全体	1	2頁の3.(1)の文章が、4.(1)の文章と、書き方が異なっているので統一すべき。	御指摘をふまえ、以下のように修正いたします。 「3.(1)…標章と、…変化する状態とを総合して…」 7.(1)…標章と、…変化する状態とを総合して…」	1団体
2			2	「識別力についての基本的考え方(第3条第1項全体)」 「5.(2) 色彩を付する位置を特定したものについては、その位置は考慮せず、色彩が商標登録の要件を満たすかどうかにつき考察する」という点については、位置商標と区別する趣旨であると思われるが、「色彩のみからなる商標」で位置を特定する場合と、位置商標との違いについて、端的な説明があると分かりやすいと考える。	御指摘をふまえ、以下のように修正いたします。 「5.(2) 色彩を付する位置を特定したものについては、 <u>色彩のみからなる商標を構成するものは、色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。</u> 」	1団体
3		3条1項柱書 8.動き商標 (例1、2)	10,11	(例1)この事例では、詳細な説明に鳥の羽ばたきが記載されていないので、タイトルも修正すべきではないか。 (例2)翼の上下運動自体は商標からもわかるので、「翼を羽ばたかせながら」等の動きを補う文言で説明をする方が、「商標の詳細な説明」の意図に合致するのではないか。	御指摘をふまえ、(例1)のタイトルに「標章が変化せず移動する例」と追記いたします。 また、(例2)の商標の詳細な説明文の翼の上下運動に関する記載は削除し、「翼を羽ばたかせながら」の文言を追加いたします。	1団体
4		9.ホログラム商標	12	ホログラムの場合、願書記載商標に「矢印」などで変化の前後を表すことはできないので、一図で表せるのか。 また、「商標登録を受けようとする商標」に記載された商標中に「図1」等の文字が、商標の一部に上書きされ、当該文字により商標の一部が見えなくなっているのを、これを商標の外に出すべきではないか。	例えば、立体的に描写される視覚効果を1枚の図で表し、当該効果を商標の詳細な説明で記載することは可能と考えます。 なお、記載例の「図1」等の文字については、ホログラム商標の外側に記載いたします。	1団体
5		10.色彩のみからなる商標	13-16	「色彩のみからなる商標の特定について(第3条第1項柱書関係)」 商標の詳細な説明の記載方法として、RGB法やカラーコード(PANTONE等)を利用するのが簡明かつ明確なのであれば、その旨の説明があった方が分かりやすいと思われる。 また、改訂案には、色彩のみからなる商標の願書の記載方法が例示されているが、ここでは、①色彩のみを記載する方法と、②商品等における位置が特定できるように記載する方法の2通りの方法を認めること、②の方法による場合には「位置商標」との違いを意識する必要があることを明確に説明する方が分かりやすいと思われる。	商標の詳細な説明については、第3条第1項柱書ではなく、第5条に規定していることから、88ページの7.(3)(イ)の認められる例において記載しています。 なお、色彩のみからなる商標との違いが分かりやすいように、21,22ページの位置商標の例を変更いたします。	1団体
6			13	「(1)色彩のみからなる商標と認められない例」 この例は、もはや「色彩のみからなる商標」の例ではないので、例えば「商標登録を受けようとする商標の欄に記載された商標が、特定の文字等を…」としてはどうか。 また、記載例として、組合せの一番上、又は、一番下の色彩が「白」となる場合の説明の例が欲しい。	御指摘をふまえ、 「(例)色彩のみからなる商標が、特定の文字等を認識させることが明らかな場合」を「(例)願書に記載した商標が、特定の文字等を認識させることが明らかな場合」に修正いたします。 なお、「白」の色彩を構成中に有する商標の例は、審査便覧等での例示を検討いたします。	1団体
7			15	「(ロ) 色彩を」を、「(ロ) 商標登録を受けようとする色彩を」にすべきではないか。 また、(例1)について、破線の太さを他の例と統一すべき。	御指摘をふまえ、修正いたします。	1団体

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
8	3条1項	3条1項柱書 11.音商標について	17,18	ソノグラムによる音の商標の記載を認めるべき。 また、打楽器用の一線譜は、総譜(フルスコア)に含まれる場合に限り記載することができる」を削除すべき。	改正商標法第5条5項の拒絶理由に該当するかの審査において、物件(音声ファイル)と商標登録を受けようとする商標が一致するものであるかの確認をする必要がありますが、ソノグラムから正確に音楽を再現し、物件との一致を確認するのは困難と考えられます。 このため、ソノグラムによる記載は認めておらず、これは商標法施行規則においても同様です。 なお、一線譜に関する記載は、商標法施行規則第4条の5の記載のとおりに修正いたします。	2団体
9			18	(例2)の一番上のピアノ譜が4拍子の1小節に音が6つあることになっている。これでは商標が特定できず、3条1項柱書違反の例になるのではないか。	御指摘をふまえ、適切な例に修正いたします。	1個人
10		12.位置商標	21	(2)の本文の「商標を実線で…」は「商標登録を受けようとする商標を…」にすべき。 (理由) 施行規則の表現にあわせるべき。	御指摘をふまえ、「 <u>商標に係る標章</u> を実線で描き、…」と修正いたします。	1団体
11			21	(例1)の「商標の詳細な説明」は「 <u>実線で表した包丁の柄の部分</u> を赤色とする構成からなる」との記載にすべき。 (理由) 位置商標の構成部分を明確にするため。位置商標と認められる例(2)のゴルフバッグの商標の詳細な説明の欄にも「 <u>実線で表したゴルフバッグのベルトの部分</u> を赤色とする構成からなる」と記載されている。	本例示につきましては、より適切なものに差し替えをいたします。	4団体
12			21,22	位置商標として認められる例では、色彩商標の例と同じ例が使用されております。両方若しくはいずれか一方を、色彩を伴わない位置商標の例に差し替えるよう要望いたします。 (理由) 2例とも色彩が伴っているため、位置商標には、色彩記載が必要条件のような印象を受けるため。	本例示につきましては、より適切なものに差し替えをいたします。	1団体
13		3条1項3号 15.色彩のみからなる商標について	28	15.(1)(ホ)では「使用される色彩」とありますが(ニ)では「採用し得る色彩」とあり、実際に使用されていることは要求されていないように理解できます。 この違いについてご教示いただけないでしょうか。	御指摘をふまえ、(ホ)を「使用され得る色彩」に修正いたします。 また、表現を統一するために、(ニ)も「使用され得る色彩」に修正いたします。	1団体
14		16.音商標について	28,29	「(1)商品が通常発する音」のうち、「(ロ)商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な音」について例示されている「(例)商品『スプレー式殺虫剤』について、『シューッ』というスプレー音」について、「商品の機能から通常生じる音」等とすべきではないか。 (理由) 例示されている「商品『スプレー式殺虫剤』について、『シューッ』というスプレー音」はその構造上必然的に発生する音ではあるが、機能を発揮するために使用されているわけではない。	御指摘をふまえ、例示は削除いたします。	1団体
15		3条1項4号	30	「動き商標『又は』ホログラム商標及び位置商標…」との記載について、他の各号では「動き商標『、』ホログラム商標及び位置商標…」と記載されているので、整合を取るために「又は」を「、」に修正すべき。	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
16	3条1項	3条1項6号 10.色彩のみからなる商標	35	色彩のみからなる商標は、第3条第1項第2号及び3号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。」とすべきである。 (理由) 例えば、P.24「四、第3条第1項第2号」「1.」「(2)色彩のみからなる商標」として、『赤色、白色の組合せ』(婚礼の執行)『黒色、白色の組合せ』(葬儀の執行)が明記されている等、3条1項2号の規定に該当することも想定されているため。	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体
17	3条2項	3条2項 7. 音商標	40	「7.音商標の出願商標と使用商標の同一性について」 (1)同一性が認められる例 (イ)同一の音商標であると需要者が認識する場合 (ロ)メロディーが同一であること。」の部分について 「同一であること」となっておりますが、前後の項の表記と表現を合わせて「同一性」としてはどうか。 その場合「メロディの同一性」については、同①でも挙げられているため、②の記載は①の例(③の例と同列)としてはどうか。	御指摘をふまえ、以下のように、全体的に構成を見直します。 ・①～③にて、「音の要素」と「言語的要素」を混在して記載しているところ、「①音の要素」と「②言語的要素」とに書き分ける。 ・「①音の要素」に、修正前の①～③の音の要素に関する記載をまとめて記載する。 ・「音の要素」及び「音楽的要素」の定義を明確にする。	1団体
18			41	「7.(1)(ロ)出願商標が使用商標の一部に含まれている場合(使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれている場合)であって、出願商標が独立して自他商品役務の識別標識として認識するものと認められるとき。(例)出願商標が数秒のサウンドロゴであり、云々」の部分について「…場合であって、…場合。」となっており、冗長である。また、サウンドロゴが最初や途中にある場合もあるので、以下のように修正してはどうか。 【記載案】 7.(1)(ロ)(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴが全体に占める割合が少ないにもかかわらず、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。	御指摘をふまえ、以下のように修正いたします。 「(例)出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画が提出されたが、当該サウンドロゴがCMの最後に流れることにより、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。」	1団体
19			41	「使用による識別性(第3条第2項関係)について」 (2)③の「埋没して聴取される」の意味が分かりにくい。 (ロ)の同一性が認められる場合との比較において、どのような態様を想定しているかの説明が必要と思われる。	御指摘をふまえ、 「出願商標の音が独立して自他商品役務の識別標識として認識されない場合」に修正いたします。	1団体
20		8.位置商標	41	施行規則の規定振りからすると、「出願商標部分」に破線は含まないことになるのでしようが、「出願商標」とは破線を含むのか含まないのかが明らかでない。 また、これが明らかにならないと、「出願商標」「出願商標の実線で描かれた部分」の双方を、「商標登録を受けようとする商標」で置き換えることもできない。 位置商標に関する定義との関係で、基準の書き方を統一すべき。	出願商標に破線部分は含まれません。 なお、「出願商標」の定義は、「基準 第2 第3条第2項 2.(1)」において、次のようになされています。 「出願された商標(動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標については、願書に記載した商標、商標の詳細な説明又は物件から特定される商標。以下『出願商標』という。)」 (2)は、上記の「出願商標」中の標章又は位置が相違する場合を想定しているため、以下のように修正いたします。 「使用商標が、出願商標と相違する場合(標章の相違、標章の位置の相違)。」「	1団体

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
21	4条	4条1項11号	60-68	各タイプの商標とも(1)において、「商標全体として考察しなければならない」との一般原則が示されています。 これに対し、(2)以降の事例的な基準では、「原則として、商標全体として類似するものとする」という書き方になっていますが、「商標全体として類似する」という言い方はおかしいと考えます。 仮に「全体として考察し、その結果、類似するものとする」の意味であるならば、(1)で「全体考察」の原則が示されているのであり、意味が重複するため、「商標全体として」という文言は不要と考えます。	御指摘をふまえ、「商標全体として」の文言は削除いたします。	1団体
22		14.動き商標の類否	62	「図形商標」とあるが、文字商標や記号商標との類否も問題になり得ることから、「図形商標等」としてはどうか。	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体
23		15.ホログラム商標の類否	63,64	(4)の例は、表示が不可分的に「結合」しているのではなく、「もともとは一つの単語や連続する成語であることが明らかな場合」ではないか。 また、(5)の「取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとはいえない場合には」、「取引上不自然でない場合には」という表現で十分ではないか。 さらに、「各表示面に表された標章を分離して観察し、要部として抽出し類否判断することも可能であると考えられることから」といった、分離考察をすべきことの「理由付け」は、基準上不要ではないでしょうか。	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体
24		16.色彩のみからなる商標の類否	64	色彩のみからなる商標については三要素を考慮、色彩の組合せから成る商標については、これに加えて「外観全体の統合観察」を基準とするような、別々の書き方が必要ではないか。	御指摘のふまえ、(1)と(2)に書き分けをいたします。	1団体
25			64	(2)の「構成中の一色のみを抽出しての単色の商標との類否は、原則として、類似しないものとする。」の文意が不明です。 「色彩を組み合わせる商標を構成する一色と、その一色と同色の色彩のみからなる商標とは、原則として、類似しないものとする。」の意でしょうか。	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体
26			65	(4)だけに「タイトル」がないのが問題と思われます。	御指摘をふまえ、タイトルを追記いたします。	1団体
27		17.音商標の類否	65	「音楽的要素である」が、どこまで係るのか、一見してわかるように書いて欲しい。 「音商標」「音の要素」「音楽的要素」「言語的要素」の整理が必要ではないでしょうか。特に「音の要素」と「音楽的要素」の両者は混乱が生じやすく感じます。	御指摘をふまえ、定義が明確となるように修正いたします。	1団体
28			66,67	17.(4)と(7)(ロ)は、内容が重複していると思われます。	御指摘をふまえ、構成を見直します。	1団体
29			66	17.(5)(イ)の意図するものが不明である。	御指摘をふまえ、削除いたします。	1団体
30			66	17.(6)(ハ)①～④の相互の関係が分かりずらく、簡潔な場合分けが必要に思えます。 少なくとも、①～④が、(ハ)の具体例であることがわかるような書き方をしたい。	17.(6)(イ)～(ハ)の記載は、(1)～(3)の記載と重複しているため、削除いたします。	1団体
31			67	17.(7)(イ)を書くよりも、(ロ)だけを例示する方がわかり易く、よって(イ)の記述は不要と解される。	御指摘をふまえ、17.(7)(イ)と(ロ)の記載を統合いたします。	1団体

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
32	4条	4条1項11号 18.位置商標の類否	67	18.(1)は、商標の構成要素ではない「位置」を、類否判断の要素に取り込むのであれば、そのことについてもう少し説明が必要であると思う。 位置商標における「位置」の扱いとしては、「位置」だけを考慮要素として取り出すことはないが、「位置」は商標を構成し、破線はその位置を特定していると解すべきなのではないか。	御指摘をふまえ、動き商標の記載と同様の考え方にもとづき、以下のように修正いたします。 「(2)原則として、位置そのものについて、要部として抽出することはしない。」	1団体
33			68	18.(2)の例示では、「第28類」という商品及び役務の区分、並びに「指定」商品の語が抜けている。	御指摘をふまえ、修正いたします。	1団体
34		4条1項18号	76	2.(1)立体商標について「(イ)・商品等から自然発生する立体的形状のみからなる」は、不自然な表現ですので下記修正案をご検討下さい。 【記載案】 出願された商標(以下「出願商標」という。)が、商品等の特性から通常備える立体的形状のみからなるものであること。	御指摘をふまえて、以下のように修正いたします。 「出願された商標(以下、「出願商標」という。)が、 <u>商品等の性質から通常備える立体的形状のみからなるものであること。</u> 」	1団体
35			77	「2.(4)(イ)(例)①②について」 例でありながら「存在しにくい」「存在することが多い」と傾向の見解を示すことは紛らわしいため、「音であるか否か。」「について十分考慮する。」と修正してはいかがでしょうか。 【記載案】 2.(4)(イ)(例) ① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。 ② 人工的に付加された音については、代替的な音が存在するかを十分考慮する。	御指摘をふまえて、以下のように修正いたします。 「①商品等の構造又は機構上不可避に生じる音であるか否か。 ②人工的に付加された音については、代替的な音であるか否か。」	1団体
36	5条	5条	85-93	「〇〇商標として特定するものと認められる例」という言い方は、「〇〇商標を特定するものとして認められる例」という記述が自然でないか	御指摘のとおり、修正いたします。	1団体
37			91	施行規則4条の8第2項4号によると、音商標の詳細な説明は「商標特定のために必要な場合に限り、記載できることとなっている。これに対し、審査基準のこの部分では、「物件(必要な場合には商標の詳細な説明)により特定するものとする」という記載になっており、詳細説明の記載要件が異なっているように読める。	御指摘をふまえ、以下のように修正いたします。 (修正前) 音商標については、願書に記載した商標に記載がない事項(略)は、物件(必要な場合には、 <u>商標の詳細な説明</u>)により特定するものとする。 (修正後) 音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(略)は、物件及び商標の詳細な説明(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要な場合に限る。)により特定するものとする。	1団体
38	7条の2	地域団体商標	102	「8.の周知性の立証方法について」 8.の立証方法について、販売実績、営業の実態を示すものとして、どの程度の期間商品等を販売してきたか、「販売期間」の要素も重要と考える。この点に関する証拠方法についても言及することが望ましい。	御指摘をふまえ、以下のように修正いたします。 「(2) <u>営業に関する事実</u> (生産数量、販売地域、譲渡数量、売上高、使用期間等)について」	1団体

No	対象	該当箇所	頁数	御意見	御意見に対する考え方	備考
39	16条の2及び17条の2	補正	114	3.(3)(ニ)①の「要旨変更とならない例」に、「c.願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものが記載されている場合に、それらを削除する補正。」という規定の追加を希望する。	御指摘をふまえ、「3.(2)願書に記載した商標の補正について」を、以下のように修正いたします。 「(2) 願書に記載した商標の補正について (イ) 原則 願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。 (ロ) 例外 ただし、音商標において、願書に記載した商標中に、楽曲名、作曲者名等の音商標を構成する言語的要素及び音の要素以外の記載がされている場合、これらを削除する補正は、要旨の変更ではないものとする。」	1団体